

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）  
第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号並びに第 115 条の 1 第 2 項第 1 号の規定  
に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項の規定により条例で定める定員は、29 人以下とする。  
(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者  
の資格)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び法第 115 条の 1 第 2 項第 1 号の規定に  
より条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。